

# 委員会 運営資料

平成17年1月26日

中国地方整備局  
出雲河川事務所

# 大橋川改修に関する環境検討委員会

## 設 立 趣 旨

大橋川は、島根県松江市に位置し、宍道湖と中海を結ぶ唯一の河川である。斐伊川下流域は、中海・宍道湖など異なる汽水環境を有する広大な水域が形成されている。この水域には、ヤマトシジミをはじめとする水産資源が豊富であり、異なる汽水環境が形成されていることから多様な生物が生息・生育している。

大橋川改修については、平成16年12月1日に「大橋川改修の具体的内容」が公表されたところであるが、大橋川改修の内容によっては、大橋川及び中海・宍道湖の環境に変化を及ぼすこととなる。このため、大橋川改修が与える環境変化について、水環境や動植物の生息・生育環境などについて科学的データと専門的知識に基づいた客観的な評価を行うことが重要である。

こうしたことから、中海・宍道湖の環境に関する各分野の学識経験者等からなる「大橋川改修に関する環境検討委員会」を設立し、技術的助言・指導をいただくものである。

## 大橋川改修に関する環境検討委員会規約（案）

### （総則）

第1条 本規約は、「大橋川改修に関する環境検討委員会」（以下「委員会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

### （目的）

第2条 本委員会は、大橋川改修計画（大橋川改修の具体的内容）が、汽水域である大橋川及び中海・宍道湖の水環境や動植物の生息・生育環境に与える影響について、科学的データと専門知識に基づいた客観的な評価を実施するための技術的助言を行う。

### （組織）

第3条 委員会は、別表1の15名の委員をもって構成する。なお、委員会には、別表2のオブザーバーを置く。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は委員会を統括する。

### （技術的助言）

第4条 委員会は、大橋川改修に関する環境調査の手続きに係る事項のうち、以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- （ア）調査項目、調査手法に関する事項
- （イ）予測とその結果の評価に関する事項
- （ウ）その他、環境調査の実施に必要な事項で事務所長の要請を受けた場合

### （委員会の成立）

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員の代理出席は、原則として認めない。

### （情報公開）

第6条 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法については委員会で定める。

### （雑則）

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会で定める。

### （事務局）

第8条 委員会の事務局は、国土交通省出雲河川事務所に置く。

（附則） 本規約は、平成17年 1月26日より適用する。

## 【大橋川改修に関する環境検討委員会委員名簿】

氏 名	所 属	専 門 分 野
相崎守弘	島根大学生物資源科学部教授	水 質
岡田昭明	鳥取大学地域学部地域環境学科教授	地 質 学
國井秀伸	島根大学汽水域研究センター長	植 物
越川敏樹	島根県野生生物研究会	魚 類
佐藤仁志	島根県野生生物研究会	鳥 類
島谷幸宏	九州大学大学院工学研究院教授	河 川 生 態
清家 泰	島根大学総合理工学部 物質科学科助教授	水 質
高安克己	島根大学副学長	環 境 地 質
竹中 稔	日本野鳥の会鳥取県支部長	鳥 類
田中宏明	京都大学大学院工学研究科附属 環境質制御研究センター教授	水 質
鶴崎展巨	鳥取大学地域学部地域環境学科教授	動 物 学
中村幹雄	(有)日本シジミ研究所所長	魚 介 類
福岡捷二	中央大学研究開発機構教授	河 川 工 学
細井由彦	鳥取大学工学部 社会開発システム工学科教授	水 質
道上正規	鳥取大学学長	河 川 工 学

敬称略五十音順

【オブザーバー】

鳥取県

島根県

国土交通省国土技術政策総合研究所  
環境研究部河川環境研究室

## 委員会の運営及び情報公開の方法について（案）

### （委員会の運営）

- 1）委員会は原則として公開の場で開催する。
- 2）オブザーバーは、委員長の要請により説明や回答を行うことができる。
- 3）傍聴者は、委員会で発言を行うことはできない。
- 4）ビデオ・カメラ等の撮影は委員会の冒頭のみとする。

### （委員会資料の情報公開について）

- 1）委員会資料及び議事要旨については、国土交通省出雲河川事務所のホームページにて公開するとともに、別紙の閲覧場所にて閲覧する。
- 2）貴重種の生息・生育場所が特定できる資料は非公開とする。
- 3）資料については、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、委員会の了解を得て内容の一部若しくは全部を非公開とするものとする。

以上

## 閲覧場所

国土交通省出雲河川事務所	: 総務課
島根県庁	: 斐伊川神戸川対策課
鳥取県庁	: 河川課 : 環境政策課
鳥取県西部総合事務所県民局	: 県民課
鳥取県西部福祉保健局	: 生活環境課
大橋川コミュニティーセンター	: 松江市向島町 134-1
松江市役所	: 大橋川・大規模プロジェクト対策課
玉湯町役場	: 建設課
宍道町役場	: 町民生活課
斐川町役場	: 国県事業対策課
平田市役所	: 都市開発課
東出雲町役場	: 生活環境整備課
安来市役所	: 政策課
八束町役場	: 生活環境整備課
美保関町役場	: 建設課
米子市役所	: 環境政策課
境港市役所	: 環境防災課

## 報道関係者の方へのお願い

### (取材)

1. 委員会を取材される方(報道関係者)は、会場に入場する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
2. 報道関係者の方は、会場内において次の事項について遵守願います。  
報道関係者の方は、あらかじめ用意された席で取材願います。  
円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、委員長あいさつまでの間とさせていただきます。

### (公開・公表)

3. 委員会の討議内容と公表資料等の取り扱いについては、以下のとおり願います。  
貴重種の生息・生育場所が特定できるような事項については報道内容に含まないように配慮願います。

### (質疑応答)

4. 委員会終了後、別途質疑応答の時間を設けます。

### (その他)

5. 「一般傍聴者の方へのお願い」の記載事項についても厳守願います。



## 一般傍聴者の方へのお願い

委員会を傍聴される方は、あらかじめ事務局の用意する受付簿に住所氏名を記入して下さい。

なお、会場の都合により傍聴者数を制限する場合があります。

委員会を傍聴される方は、次の事項について遵守願います。

- 1．委員会開催中は、所定の席で静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法などにより、言論に対して公然と可否を表明しないで下さい。
- 2．写真やビデオ撮影、録音等をしないで下さい。
- 3．会場内では、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えて下さい。
- 4．会場において、飲食または喫煙は行わないで下さい。
- 5．会場の秩序を乱し、運営の支障となるような行為は行わないで下さい。